

2020年4月

お客さま 各位

株式会社荘内銀行

外貨両替における上限金額設定のお知らせ

このたび弊行では、国際的なマネーロンダリングおよびテロ資金供与防止強化を目的として、両替金額に上限金額を設定することを下記のとおりお知らせいたします。

外国通貨の両替取引をご利用いただいておりますお客さまには、大変ご不便をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 外貨両替取引の上限設定

お取引種類	上限金額
現金による外貨両替	10万円相当額
本人名義の当行預金口座からの振替による外貨両替	50万円相当額

※上限金額は一日あたりの金額となりますが、短期間中に日をまたいだ複数回のご両替金額が上限を超える場合は、お取引をお断りさせていただく場合がございますのでご了承ください。

2. 実施日 : 2020年5月1日(金)以降の申込み受付分より適用

3. お客さまへのお願い

外貨両替のお取引に際して下記の書類のご提示をお願いする場合がございます。

- ① 本人確認書類(例)運転免許証など
- ② 両替目的を確認できる書類(例)旅行会社発行の旅行日程表、入学許可証など。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

事務管理室市場国際管理センター 千葉・皆川・小関

TEL : 023-626-9123